

新潟市ひまわりクラブの入会基準について

令和8年7月16日現在

根拠規定	新潟市ひまわりクラブ条例
所管する課名	新潟市こども未来部こども政策課
対象児童	新潟市に住所を有し、昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童。 その他、市長が必要と認めた児童。
入会基準 （保護者全員が 右記の１～９の いずれかに 該当すること）	1 就労 保護者が就労している。 ※ 勤務時間が午後１時３０分以降まであり、 勤務日数が週３日以上または月１２日以上であること。 （夜間勤務・変則勤務の場合はこの限りではない。）
	2 育児休業 保護者が育児休業中である。 ※ 入会基準の就労条件を満たし、 育児休業中（産前・産後休業含む）であること。
	3 保護者の病気 保護者が一定期間の入院または療養が必要である。
	4 病人の看護等 一定期間に渡る入院の付き添い等が必要な家族がいる。
	5 母親の出産等 母親が妊娠中であるか、または産後まもない場合。 ※期間は、産前産後休業に準ずる。
	6 就学・技能習得 保護者が学校に通っている。 保護者が一定期間の職業訓練等を行っている。 ※ 授業時間が午後１時３０分以降まであり、 授業日数が週３日以上であること。
	7 求職活動（母子・父子家庭のみ） ひとり親家庭の保護者が求職活動を行っている。 ※ 求職活動を行っている日数、時間等が就労と同程度であること。 期間は、概ね３ヶ月とする。
	8 緊急対応 ①児童の住居が「火災」、「自然災害」等により、居住不可能となった。 ※ 住宅が居住不可能な被害を受けていること（半壊以上） 許可期間は１ヶ月とする（延長も可） ②保護者が不慮の事故に遭い、緊急的に入院をすることになった。 ※ 交通事故等を想定（事前に予定されている入院は上記３による） 許可期間は入院に必要な期間とする。
	9 その他（上記１～８に該当しない場合でもお困りの方はご相談ください） 特別な事情があると認められる場合。